

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて

1. 「埋蔵文化財」と「周知の埋蔵文化財包蔵地」について

「埋蔵文化財」とはその名のとおり土地に埋まっている文化財のことで、大きく分けて住居跡などのような不動産的なもの（遺構）と、土器や石器などのような動産的なもの（遺物）があります。

これらの埋蔵文化財の存在が認められる土地（遺跡）を、国の文化財保護法（以下、「保護法」という）では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼んでいます。

また、このような埋蔵文化財は、保護法では「貴重な国民的財産」であり、「大切に保存し、「文化的活用に努めなければならない」と定められています。

このことから、土木工事等によって遺跡を現状保存できない場合は、事前に発掘調査を実施して、遺跡を記録保存する必要があります。

2. 保護法による「埋蔵文化財」の取扱いについて

土木工事等を行う場合には、事前にその土地が周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうか確認して、周知の埋蔵文化財包蔵地であれば保護法に基づく所定の手続きをする必要があります。

鴨川市の埋蔵文化財取扱窓口は、教育委員会生涯学習課文化振興係（郷土資料館内）です。同窓口において、事前に工事予定地が埋蔵文化財包蔵地として周知されているか確認することができます。確認は、工事予定範囲図をお持ちいただくか、電話、FAXでもおこなっています。その他にも、埋蔵文化財包蔵地の範囲については、千葉県教育委員会がホームページ「ちば情報マップ（ふさの国文化財ナビゲーション）」でも公開しています。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、土木工事等によって埋蔵文化財を発見した場合は、現状保存して、速やかに報告するよう求めています。

●ちば情報マップ

【URL】 <https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=30>



鴨川市教育委員会生涯学習課文化振興係
〒296-0001 鴨川市横渚 1401 番地 6
TEL 04-7093-3800
FAX 04-7093-1101

鴨川市教育委員会への照会

埋蔵文化財包蔵地
範囲内

埋蔵文化財包蔵地
範囲外

文化財保護法第93条
届出提出

試掘調査

遺構等あり

遺構等なし

確認調査

慎重工事

工事立会

本調査

重要な遺跡の場
合は設計変更

埋蔵文化財の取扱い終了

範囲が狭小等の
理由から、試掘
調査が行えない